

福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和4年 12 月 26 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 39 号

福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、音楽、演劇、舞踊等の公演、展示会、学術会議その他の催事を開催することにより、市民の文化活動の促進並びに多様な交流及びにぎわいの創出を図り、もって福島の持続的な発展に寄与するため、福島市栄町地内に整備する福島駅前交流・集客拠点施設(以下「施設」という。)の公共施設等運営権(法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)に係る実施方針(法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者(法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に、施設の運営等(法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権を設定することができる。

2 選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、実施計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認められた者を選定事業者として選定する。

- (1) 施設の運営等に関する計画が、当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- (3) 施設の効用を最大限発揮するとともに、効率的な運営等ができること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準
(福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会)

第3条 選定事業者となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
(運営等の基準)

第4条 第2条第1項の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者(以下「公共施設等運営権者」という。)は、次に掲げる基準により、施設の運営等を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な運営等を行うこと。
 - (2) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
 - (3) 業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) 創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (5) 施設、附属設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準
- 2 施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、別に条例で定めるところにより、公共施設等運営権者が利用状況等を勘案して定めるものとする。
(業務の範囲)

第5条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する施設の目的を達成するために、施設の運営及び維持管理その他必要な業務を行

う。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めるものとする。

(利用料金)

第6条 施設の利用料金(法第2条第6項に規定する利用料金をいう。)の額は、別に条例で定めるところにより、公共施設等運営権者が利用状況等を勘案して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

中小企業振興会議委員	日額	8,000円
------------	----	--------

を

中小企業振興会議委員	日額	8,000円
福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会委員	日額	28,000円

に改める。